

武豊町家庭訪問型子育て支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、武豊町プロポーザル方式等による契約手続きに関する実施要領に基づき、武豊町家庭訪問型子育て支援事業業務委託(以下、「本業務」という。)の受託者を公募型プロポーザル方式により選出するにあたり、必要な事項について定める。

2 委託概要

(1) 委託の名称

武豊町家庭訪問型子育て支援事業業務委託

(2) 委託の目的及び内容

別紙「武豊町家庭訪問型子育て支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日まで

(4) 委託金額の上限

6,729,800円(消費税及び地方消費税を含む。)

【年度別の見積限度額】

令和7年度	1,207,184円
令和8年度	1,699,038円
令和9年度	1,699,676円
令和10年度	1,699,038円
令和11年度	424,864円

3 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 公告の日に、令和6・7年度の武豊町競争入札参加資格者名簿において、入札参加資格確認申請をする本店、支店又は営業所の所在地が愛知県内で登録されている者。ただし、本店、支店又は営業所においては、実際に同場所で業務が行われていること。
- (2) 愛知県内の地方公共団体において、過去10年間(平成27年4月1日から参加申込書を提出する前日まで)に育児相談等の子育て支援業務を受託した実績があること。
- (3) 公告の日から受託者決定までの間に、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 公告日から受託者決定までの間に、武豊町指名停止等取扱要領に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 公告日から受託者決定までの間に、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの開始申立てがなされていないこと。また、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの開始申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開

始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかったものとみなす。

- (6) 公告の日から受託者決定までの期間において、「武豊町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年2月14日付け武豊町・愛知県半田警察署締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

4 全体スケジュール(予定)

- 5月13日(火) 公募の開始
- 5月13日(火) 質問の受付開始
- 5月20日(火) 質問の受付期限(午後5時まで)
- 5月22日(木) 質問と回答の公表
- 5月27日(火) 参加申込書の提出期限(午後5時まで)
- 6月9日(月) 提案書提出期限(午後5時まで)
- 6月12日(木) プレゼンテーションの実施・審査
- 6月23日(月) 審査結果の通知
- 6月30日(月) 業務委託契約締結

※ 公募時点での予定であり、申込みの状況等によって変更になる場合がある。

5 参加申込み

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加される場合は、参加申込書(様式1)を1部提出する。

(2) 提出期限

令和7年5月27日(火) 午後5時必着

(持参又は郵送により、「16 問合せ先」に提出すること)

6 質疑応答

受付期限は、令和7年5月20日(火)午後5時までとし、「16 問合せ先」のメールアドレスに質問書(様式4)を送付する(質問書を送付後に、必ず電話で連絡をすること)。

回答は令和7年5月22日(木)までに武豊町公式ホームページに公表する。

7 提案書の提出

(1) 提出書類

ア 提案書(様式2)、見積書(様式3)を7部(正本1部、副本6部)提出する。

イ 定款または寄付行為(会則)の写し、役員名簿を1部提出する。

(2) 提出期限

令和7年6月9日(月) 午後5時必着

(3) 提出書類の規格等

ア 副本は、法人名・ロゴ等の掲載はしないこと。

イ 用紙サイズはA4版・縦方向、片面印刷(A3版を二つ折りし、A4版にしたものでも可)とする

- こと。イラスト・図等を使用することは差し支えない。
- ウ フォントについては、原則BIZ UDPゴシック、11ポイントとする。
- オ 要点を明確にし、簡潔に記入すること。

8 プレゼンテーションについて

次のとおり、本業務について、プレゼンテーションを実施する。

- (1) 実施日時は令和7年6月12日(木)とし、同日10時から思いやりセンター2階 C 会議室にて実施を予定。
- (2) 提案者による説明時間は、20 分以内とする。
- (3) 提案者は 1 者当り 3 名までの参加とする。
- (4) プレゼンテーションの際に用いる資料は、提出した提案書を用いるものとする。
- (5) 提案者の説明後、本町から提案内容について質疑を行うので、その対応を行う。
- (6) 会場、電源、スクリーン、プロジェクタについては、本町が準備する。それら以外のプレゼンテーションを行うに当たって必要となるパソコン等は、提案者が準備する。

9 審査基準及び審査方法

町職員7名で構成する審査委員会において、下記審査基準に基づき、提案者から提出された提案書等及びプレゼンテーションにより審査委員が評価し、最も高い評価の者を契約候補者とする。ただし、審査委員については、プレゼンテーションまでは非公開とする。

審査基準

審査項目		様式	審査内容	評価 基準点
業務提案	的確性	様式2	・子育て支援について、事業者の取り組み姿勢が述べられているか ・適切に基本方針を示しているか ・要領や仕様書の内容を正しく盛り込んだ提案であるか	20
	運営体制	様式2	・利用者や家庭訪問支援者の募集方法が公平で中立的であり、広く周知できる方法で適切であるか ・支援員の派遣を安定的に行えるよう、人材確保ができる提案になっているか ・実施体制が確立しているか。 ・訪問支援の内容について安全で安心した内容になっているか ・年度内で実現可能なスケジュールになっているか	30
	発展性	様式2	・提案者固有の強みを生かした提案になっているか ・事業を継続し・事業効果を高める発展性が見込める内容になっているか ・行政と互いに連携しあい、協力体制を持つことができるか	20
	経済性	様式3	・事業に対する適正な価格であるか	10
業務実績		様式2	・同種業務及び類似業務の活動実績があるか	10

地域性	様式2	・地域資源のつながりがあるか ・地域課題やニーズを把握し、本事業の必要性が明確になっているか	10
合計			100

10 選定方法

- (1) 提案者から提出された提案書等及びプレゼンテーションを審査し、合計点数が最も高い提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 合計点数が最も高い提案者が2者以上ある場合、業務提案に対する評価の優れた提案者を優先する。
- (3) 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点の360点(総得点600点の60%を乗じた点)以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

11 審査結果

- (1) 提案書を提出した全ての者に文書で結果を通知する。ただし、評価内容の詳細については、公表しないものとする。
- (2) 審査結果の経過や内容についての問い合わせには応じない。

12 契約

(1) 契約内容の協議

提案書の内容に基づき、業務内容の詳細や業務の遂行に必要な具体的履行条件など詳細について協議と調整を実施するものとする。

なお、交渉の結果、合意に至らない場合は、次点順位者がある場合は、当該次点順位者と契約締結の協議を行うものとする(次点順位者以降についても同様の取扱いとする。)

また、契約候補者が契約の相手方として決定される前に、指名停止等により参加資格条件を満たさなくなった場合も同様とする。

(2) 契約の締結

契約に向けた協議の結果、合意に至り、かつ契約候補者から見積書を徴し、予定価格以内の場合、政令第167条の2第1項の規定による随意契約を締結する。

13 個人情報等の保護について

個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずること。

14 失格事項

参加資格を有すると認められた者であっても、次のいずれかに該当した場合は、直ちに本業務の受託資格を失う。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 委託金額が上限額を超える場合

- (3) 提案書等の提出方法、提出期限等について、この実施要領に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 虚偽の内容を記載した場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) その他失格が妥当であると判断される事項があった場合

15 その他

- (1) 本提案依頼に関する提案者の経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 1者につき、1提案とする。
- (3) 提出された提案書等は、提出者に無断で本提案依頼以外の目的に使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、「個人情報保護法・同法に基づくガイドライン」の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (5) 提出された提案書等は、返却しない。
- (6) 本町は、必要に応じて提出書類を追加し、又は変更し提出を求めることがある。
- (7) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届(様式5)を提出すること。

16 問合せ先

〒470-2392 武豊町字長尾山 2 番地
武豊町役場健康福祉部子育て支援課
電話番号 0569-72-1111(内線 333)
電子メール kosodate@town.taketoyo.^{エル}g.jp